

新型コロナウイルス感染症に対応した 医療体制整備支援について

「新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム」を設置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域医療体制の崩壊を防ぐため、各所管及び八王子市医師会と連携を図り、市民が安心・安全に適切な医療を受けられるよう、医療保険部内に「八王子市新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム」を設置。また、専任の「地域医療体制整備担当課長」を配置して、地域医療体制の整備を行う。

1 設置期間 4月15日(水)から当面の間

2 構成員 5名(課長1名、職員4名)

3 担当する業務

- (1) 市内医療機関との連携強化
- (2) 感染者の早期発見に向けた体制整備
- (3) 軽症者等の受入施設の確保
- (4) その他関連業務に関すること

4 執務場所 本庁舎事務棟1階 医療保険部内

<問い合わせ>

医療保険部地域医療体制整備担当課長 菅野 電話042-620-7473

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

新型コロナウイルス感染症に関連した、本市の現時点における対応状況について報告する。

1 新型コロナウイルス対策本部を4月7日に設置

国の「緊急事態宣言」を受け、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「新型コロナウイルス対策本部」を4月7日に設置した。

これまで市長を本部長とする「危機管理本部」の構成員に、新たに外部の関係機関から八王子消防署長を加え、さらに八王子市医師会及び社会福祉協議会にも参加を要請

- (1) 構成員 本部長は市長。副本部長は両副市長及び教育長、ほか全部長
八王子消防署長
参加要請 八王子市医師会会長、社会福祉協議会事務局長

- (2) 開催数 4月8日、13日及び20日の3回開催

<問い合わせ> 生活安全部防災課長 菅野 電話042-620-7207

2 継続業務及び体制等

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び都からの感染拡大防止に向けた協力依頼を受け、感染拡大防止及び市民生活に直結するサービスを確実に維持していく観点から、今後の継続業務及び体制等を決定した。

(1) 継続業務

ア 優先業務

保健所等の業務、総合コールセンター等の市民対応、雇用・経済支援などの緊急経済対策

イ 縮小・休止する業務

多数の人が集まる公共施設の運営、市主催のイベント・講習会等の開催など

(2) 業務執行体制等

ア 出勤抑制を図り、感染拡大防止と業務の継続に努めるため、出勤と自宅勤務のローテーションによる勤務体制や時差出勤を実施する。

イ 窓口など対面による対応を電話対応に変更

ウ 総合コールセンターを開設(詳細は3を参照)

- (3) 実施期間 4月15日(水)から緊急事態宣言が解除されるまで

<問い合わせ>

(業務・体制について)

行財政改革部行政管理課長 田島 電話042-620-7387

(勤務・サービスについて)

総務部労務課長 山野井

電話042-620-7451

3 市民からの相談に対応する総合コールセンターとして拡充

感染症の予防及び症状に関する相談に、新たに支援に関する内容を加え、4月13日に「総合コールセンター」を設置。あわせて土日、祝日も対応することに変更した。

- (1) 受付時間 午前8時30分～午後5時
- (2) 電話番号 042-620-7253 (専用番号)
- (3) 問い合わせ件数 (1月27日～4月19日)

区 分	1月	2月	3月	4月	計
コールセンター	—	495	1,238	3,009	4,742
保健所(帰国者・接触者相談センター)	132	1,024	2,034	2,810	6,000
計	132	1,519	3,272	5,819	10,742

- (4) 主な相談内容 症状や受診、検査。マスクやアルコールの不足。給付金等について
- <問い合わせ> 総合経営部広聴課長 清水 電話042-620-7411

4 中小企業の事業者等へ支援措置について

中小企業者等の資金繰り支援のための国のセーフティネット保証等の認定を行うほか、事業者の相談を受ける「特設相談窓口」を3月10日に設置し、4月18日から土日の窓口を開設(当面5月3日まで。4月29日、5月4～6日は除く)した。

- (1) 受付状況(4月19日現在) ※件数は、3月3日から集計した件数

- ア 窓口及び電話による相談件数 525件
- イ 国のセーフティネット保証 認定件数 489件

<問い合わせ> 産業振興部産業政策課長 丸山 電話042-620-7252

5 感染拡大防止に向けた公共施設の利用休止、イベント等の中止・延期

- (1) 期 間 5月6日(水)まで
- (2) その他 施設の新規の予約受付は、5月31日(日)まで中止

<問い合わせ> 都市戦略部広報課長 木村 電話042-620-7228

6 子どもの対応状況について

- (1) 小・中学校の臨時休業

- ア 期間は、5月6日(水)まで
- イ 分散登校及び個別の登校も期間中は実施しない。
- ウ 中学校及び義務教育学校後期課程の部活動も期間中は実施しない。
- エ 「学校における子どもの居場所づくり」及び昼食の提供も期間中は実施しない。

<問い合わせ> 学校教育部指導課統括指導主事 野村 電話042-620-7412

(2) 認可保育園等の事業継続

規模を縮小して開園

ア 期間は、5月6日（水）まで

イ 施設は、認可保育園、認定こども園、家庭的保育、事業所内保育、小規模保育

ウ 在宅で子どもをみることができる保護者に対しては、登園の自粛を要請

<問い合わせ> 子ども家庭部保育幼稚園課長 吉森 電話042-620-7247

(3) 学童保育所の事業継続

規模を縮小して開所

ア 期間は、5月2日（土）まで

イ 施設は、原則小学校ごとに1施設の開所

ウ 開所時間は、午前8時30分から午後6時30分まで ※延長保育は実施しない。

エ 登所の自粛を要請し、やむなく家庭で保育ができない世帯を対象に開所

<問い合わせ> 子ども家庭部児童青少年課長 小池 電話042-620-7246

保育施設及び学童保育所の待機児童数について

4月15日時点の「保育施設及び学童保育所の待機児童数」がまとまったため、報告する。

保育施設の待機児童については、前年より1人減少の25人となった。市全体としては、申込児童数に対する施設定員を確保できている状況にあるが、地域や年齢によって待機児童が生じている状態である。今後も地域ごとの保育ニーズを見極めながら、保育コンシェルジュを活用した、きめ細かな対応を行っていく。

学童保育所の待機児童については、施設整備により定員を208人増やしたが、9人増加の154人となった。引き続き、放課後子ども教室などと連携するとともに、地域資源の活用や、新たな施設整備により放課後の児童の居場所づくりを進めていく。

1 保育施設について

(1) 待機児童数の推移

各年4月1日現在

区分/年	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年【速報値】 (2020年)
待機児童数 (対前年増減)	56人	26人 (△30人)	25人 (△1)
施設定員(A) (対前年増減)	11,667人	11,719人 (52人)	11,661人 (△58人)
申込児童数(B) (対前年増減)	11,396人	11,388人 (△8人)	11,391人 (3人)
利用児童数 (対前年増減)	11,241人	11,229人 (△12人)	11,199人 (△30人)
※(A) - (B)	271人	331人	270人

(2) 待機児童への対応（令和2年度（2020年度））

老朽化した保育施設の改修に合わせた定員構成の見直しや保育コンシェルジュによるきめ細かな相談対応、幼稚園での一時預かりなどにより対応

2 学童保育所について

(1) 待機児童数の推移

各年4月1日現在

区分/年	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年【確定値】 (2020年)
待機児童数* (対前年増減)	(旧定義) 172人	(新定義) 145人	(新定義) 154人 (9人)
施設定員(A) (対前年増減)	6,788人	6,955人 (167人)	7,163人 (208人)
申込児童数(B) (対前年増減)	6,262人	6,494人 (232人)	6,550人 (56人)
利用児童数 (対前年増減)	6,090人	6,279人 (189人)	6,273人 (△6人)
※(A) - (B)	526人	461人	613人

*待機児童数の集計方法は、令和元年(2019年)5月1日から国が示した新定義に変更しているため、平成31年(2019年)の待機児童数は5月1日現在となる。

(2) 待機児童への対応(令和2年度(2020年度))

- ア 放課後子ども教室の拡充 実施校 66校→67校(予定)
うち週5日実施校 30校→35校(予定)
- イ 施設整備(新設・増設) 定員103人増予定
- ウ 待機児童の居場所対策 小学校の特別教室等を利用して安全で安心な居場所を提供

<問い合わせ>

(保育施設について)

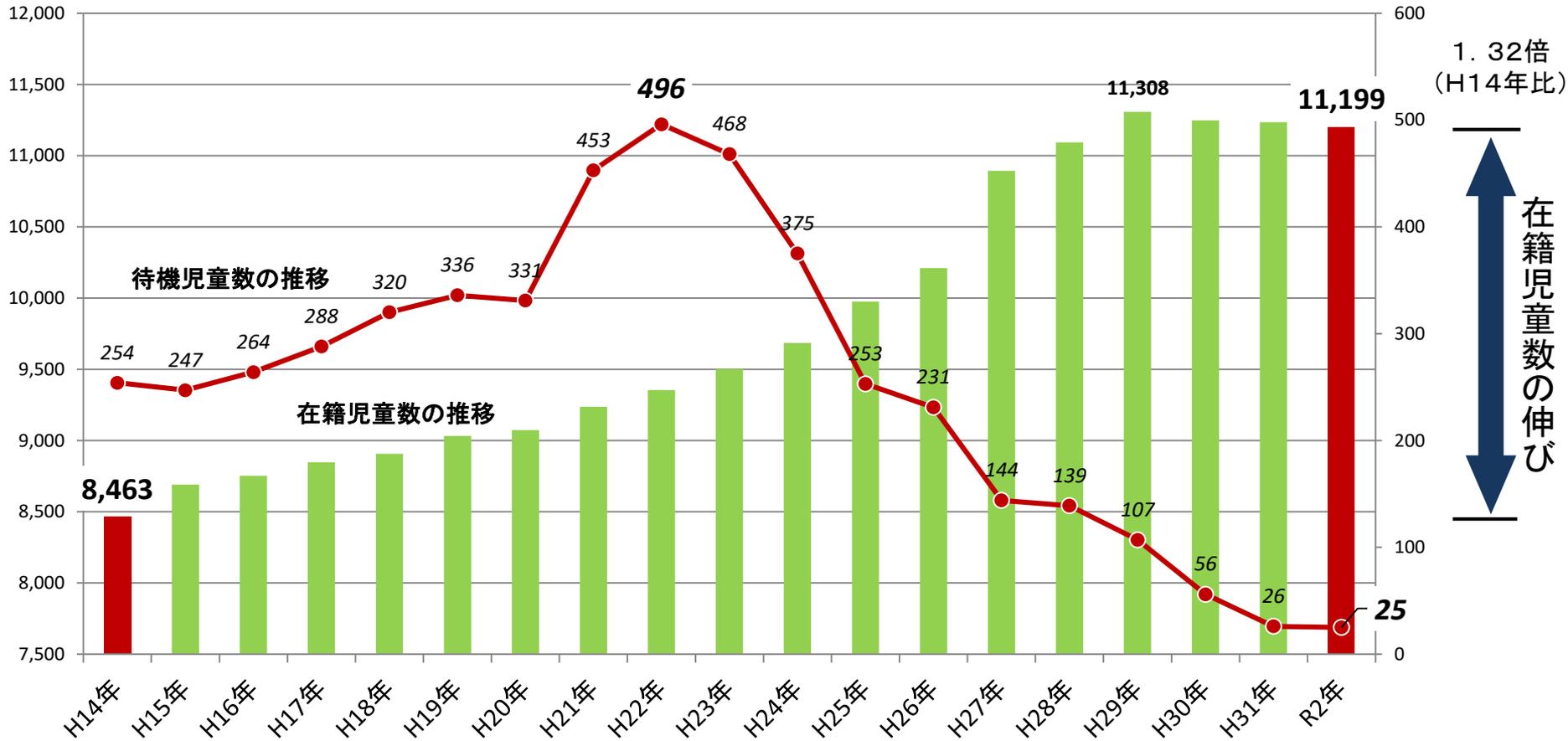
子ども家庭部子どものしあわせ課長 澤田 電話042-620-7391

(学童保育所について)

子ども家庭部児童青少年課長 小池 電話042-620-7246

保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

保育所等の在籍児童数(利用児童数)は、対前年30人減の11,199人(0.3%減)
保育所等の待機児童数は、対前年1人減の25人

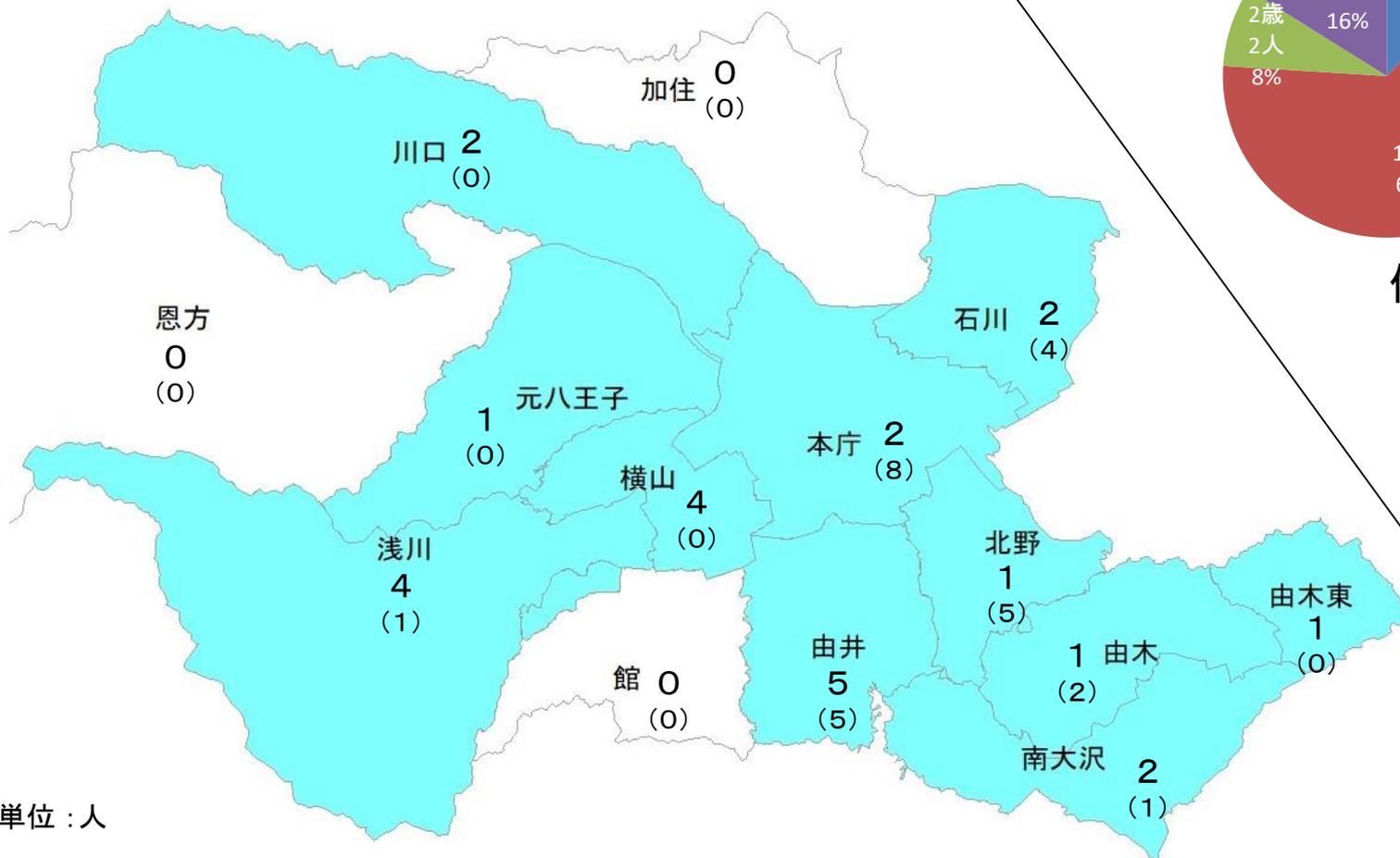


在籍児童数(利用児童数)の伸びは、平成14年(2002年)と比較すると1.32倍
待機児童数がピークであった平成22年(2010年)と比較すると471人減

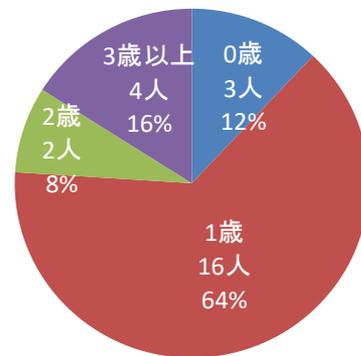
保育所待機児童の分布とその保護者の状況

待機児童25人の地域別分布状況及びその保護者の状況は、下図のとおり

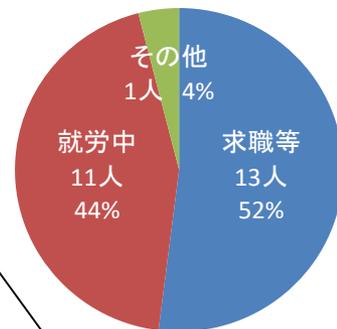
上段: 令和2年4月待機児童数
 (): 平成31年4月待機児童数



待機児童の年齢別内訳



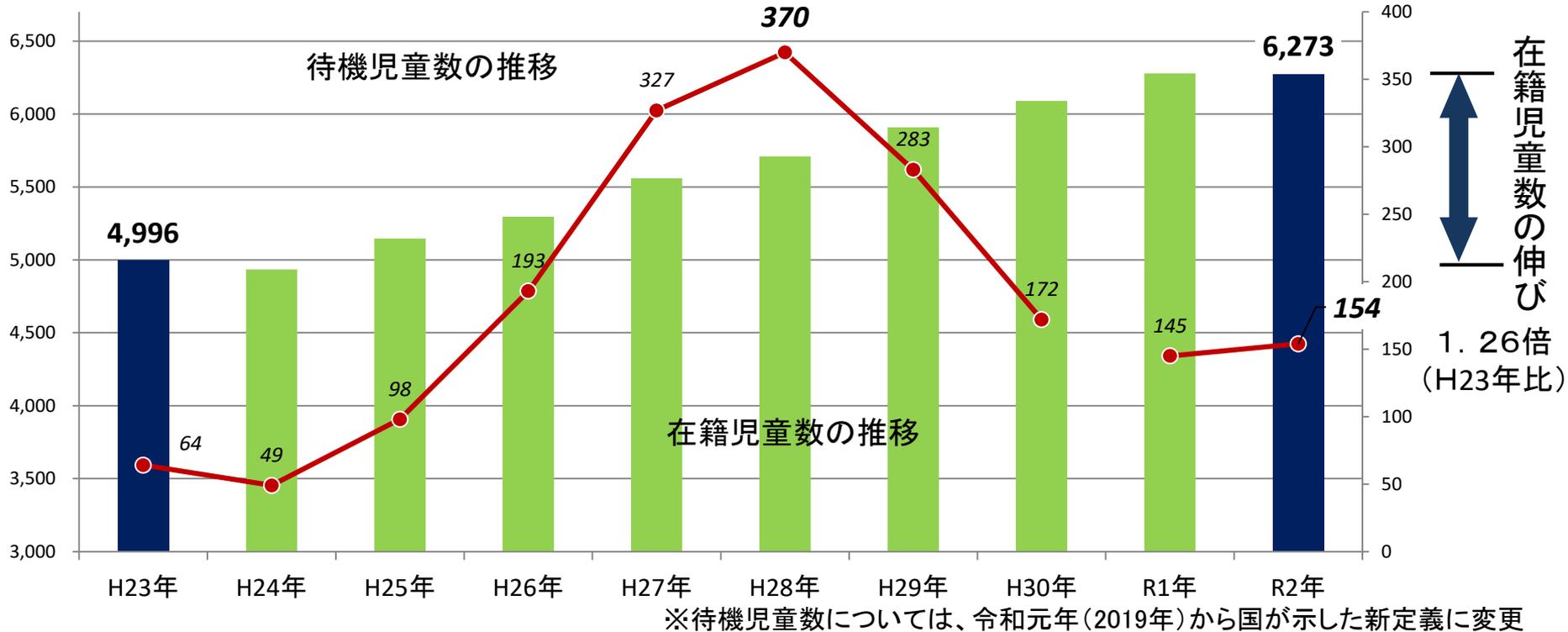
保護者の状況内訳



単位: 人

学童保育所在籍児童数と待機児童数の推移

学童保育所の在籍児童数(利用児童数)は、対前年6人減の6,273人(0.1%減)
 学童保育所の待機児童数は、対前年9人増の154人(6.2%増)

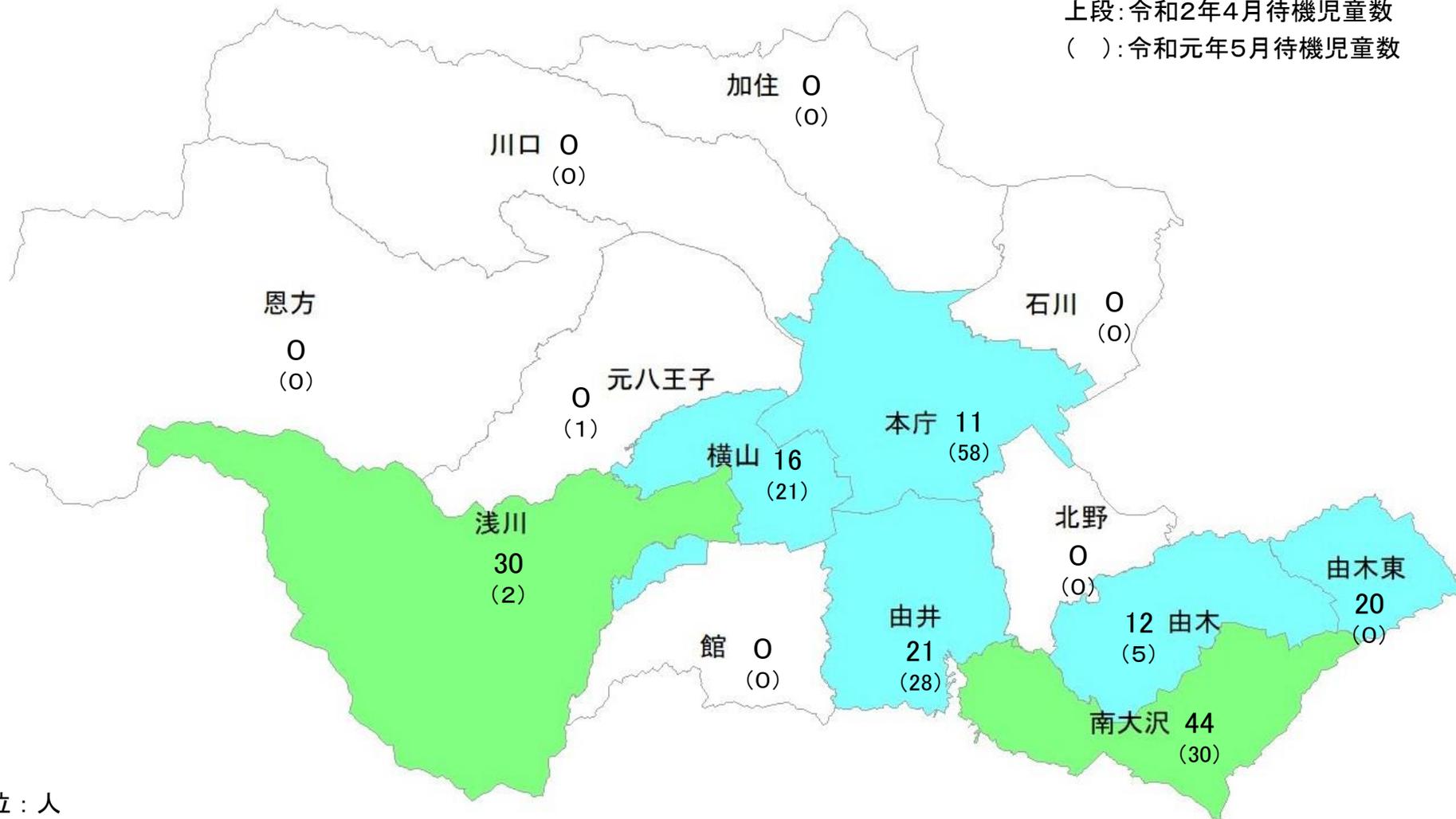


	在籍児童数	待機児童数
低学年(1~3年生)	6,111人	120人
高学年(4~6年生)	162人	34人
合計	6,273人	154人

学童保育所待機児童の分布状況

待機児童154人の地域別分布状況は、下図のとおり。

上段: 令和2年4月待機児童数
(): 令和元年5月待機児童数



単位: 人

多文化共生意識の啓発
ともに、このまちで。
～パンフレットと映像を制作～

全国的に外国人の在住者が増えるなか、本市では、「多文化共生推進プラン（改定版）」に基づき、「国際感覚豊かな市民を育むまち」の実現に向け、多文化共生意識の啓発に取り組んでいる。市民に外国人との共生について考えるきっかけとしてもらえるよう、やさしい内容のパンフレットを発行したほか、このたび、多文化共生をテーマにした映像を制作した。

映像とパンフレットは、市のホームページに公開しているほか、関連講座やイベントで放映・配布するなど、広く活用していく予定である。今後も、多文化共生意識の啓発に重点的に取り組んでいく。

1 映像「ともに、このまちで。～多文化共生のまち・八王子」

- (1) 規 格 フルバージョン5分版
短縮バージョン1分版

(2) 公開ページ



2 パンフレット「ともに、このまちで。」

- (1) 規 格 A5判 フルカラー
8ページ

(2) 発行部数 6,000部

※ 令和元年（2019年）10月4日の
プレスリリースで紹介



<問い合わせ>

市民活動推進部 多文化共生推進課長 中野目 電話042-620-7437